○近畿地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	前	二〇・二〇～六〇・三〇メートル
	後	〇・三二八キロメートル 二〇・二〇～六〇・八〇　〇・三二八

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月一日

○中国地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号及び五十四号	松江市幸町字元山七九八番五から同市幸町字元山七九八番六まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

○中国地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	BA　一〇・二〇～一八・〇〇～一三二・〇〇メートル　九・一〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一〇・二〇～一八・〇〇～一三二・〇〇メートル　八・四七八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
益田市遠田町七六四番二から同市遠田町三五一八番一まで	前	二二・八四～六三・一五メートル　〇・二二七キロメートル
	後	二五・〇七～六三・一五　〇・二二七

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市掛合町掛合一八三六番八から同市掛合町掛合一八八二番二まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

○中国地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県簸川郡斐川町大字富村六四一番一から同町大字併川字千家一二五四番まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

○中国地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
広島市安芸区矢野西一丁目五四二五番一から同市安芸区矢野西二丁目一番四まで	前	一〇・九〇～二二・〇〇メートル　〇・〇九八キロメートル
	後	一〇・九〇～二二・〇〇　〇・〇九八

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所